



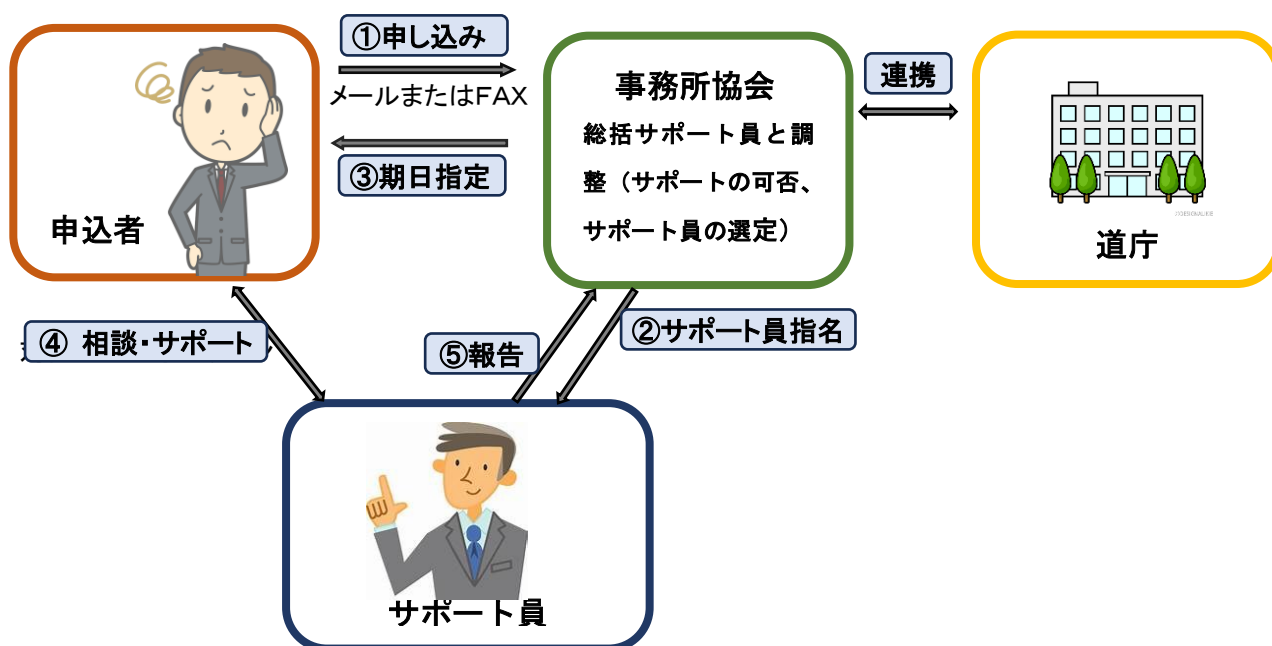
# 建築基準法・建築物省エネ法改正 建築士サポートセンター

令和7年1月6日～

目的：建築基準法等改正に伴い4号特例が縮小され、構造計算の必要な規模の拡大と共に省エネ基準の義務化による新たな対応が求められることから、不慣れな建築士の方々のためにサポートするものです。

主なサポート ●壁量計算 ●構造関係 ●省エネ関係

※サポート業務で知り得た情報については守秘義務を厳守します。



## ① 申し込み

**建築士サポート申込書**に必要事項を記載し、事務局（建築士事務所協会）にメールまたはFAXで申し込んでください。  
総括サポート員から申込者に電話連絡、相談内容の確認

## ② サポート員指名

事務局でサポート（相談内容）に合わせて適任の**サポート員**を指名します。

## ③ 期日指定

事務局で日程調整をし、**期日相談方法を双方に通知**します。

## ④ 相談・サポート

指定した方法で**相談・サポート**を行う。必要に応じ関係資料等を持参願います。

## ⑤ 報告

サポート員は、システムで実施報告を行う。

### 【 お申し込み・お問い合わせ 】

（一社）北海道建築士事務所協会 Fax 011-788-7280  
メールアドレス [hokkaido@do-kjk.or.jp](mailto:hokkaido@do-kjk.or.jp)